相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市五個荘金堂町九〇一番地、最後の住所滋賀県甲賀市水口町北泉一丁目一〇二番地－一〇一号
被相続人　亡　河添　秀一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
事務所滋賀県大津市粟津町四番九号ステーションプラザ二階石山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　富塚　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県米原市大久保六八六番地一、最後の住所滋賀県米原市大久保一〇四三番地
被相続人　亡　堀　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
事務所滋賀県草津市野村二丁目三番一八号都計第一ビル二階一号室
相続財産管理人　弁護士　竹内　雅和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区西ノ京藤ノ木町一〇番地、最後の住所京都市南区久世上久世町八一三向陽セントラルハイツ五〇六号
被相続人　亡　多田　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
京都市中京区烏丸通二条下ル西側ヒロセビル二階　市民共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　分部　りか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂市上仮屋北一九番地一四、最後の住所兵庫県赤穂市上仮屋北一九番地一四
被相続人　亡　前田　敏和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中上　幹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市緑が丘町中一丁目一七番地一五、最後の住所兵庫県三木市緑が丘町中一丁目一七番地の一五
被相続人　亡　和田　昭子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
神戸市中央区北長狭通五丁目二番一九号コフィオ神戸元町三〇五号
相続財産管理人　司法書士　井口ひろみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市甲子園浦風町六二番地、最後の住所兵庫県西宮市甲子園浦風町一三番一五号
被相続人　亡　稲葉　晴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
兵庫県西宮市羽衣町五番一三号　ワジュール夙川ビル五階
相続財産管理人　司法書士　大迫　康二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市東愛宕町五番、最後の住所広島県呉市東愛宕町五番五号
被相続人　亡　本多　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階
相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県安芸高田市吉田町西浦五二七番地、最後の住所広島県東広島市志和町別府一〇一〇番地一二
被相続人　亡　増田　俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
事務所広島市中区東白島町一三番九号パークハイム東白島一階
相続財産管理人　永田　康光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市八本松町大字飯田八八番地の一、最後の住所広島市東区若草町一八番四五号
被相続人　亡　高橋　久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
事務所広島市中区東白島町二一番二二号大杉ビル二階
相続財産管理人　弁護士　寺垣　玲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区祇園四丁目三九〇番地、最後の住所福岡県北九州市八幡西区陣原三丁目二五番一号　二二六号
被相続人　亡　内田　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
事務所福岡県北九州市小倉北区米町一丁目一番一号小倉朝日ひびきビル三〇三号平和通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市荒木町白口三三九番地三一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山本　由規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月二十一日
福岡県久留米市城南町一六番地一二
相続財産管理人　品川　直樹

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十六年一月二十一日
一　墳墓等所在地　東京都大田区西六郷二丁目五四番六号
一　墳墓等の名称　寶幢院墓地　森家　金輪家
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都大田区西六郷二丁目五二番一号　宗教法人寶幢院　住職　原　隆政

第40期決算公告

平成26年1月21日　千葉市稲毛区小深町116番地5
株式会社昭永電設
代表取締役社長　増田　誠之

貸借対照表の要旨　（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	523,767	流動負債	194,846
固定資産	140,624	固定負債	16,185
		（退職給付引当金）	(15,076)
		株主資本	451,408
		資本金	20,000
		利益剰余金	431,408
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	426,408
		（うち当期純利益）	(24,036)
		評価・換算差額等	1,952
		その他有価証券評価差額金	1,952
資産合計	664,392	負債・純資産合計	664,392